

第3期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について

1 計画策定の目的

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、福祉関連分野の個別計画について地域福祉を推進する上での共通理念や方針を明らかにし、その推進方向と具体的な推進施策などを定める計画であるとともに、本市のケアタウン構想を推進するための地域福祉の取組を示す計画である。

第3期の本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となった計画とし、本市全体の地域福祉の取組方針や内容をわかりやすく示した実践的な計画とする。

2 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

3 計画の体系

(1) 基本理念

「いのちを大切にするケアタウンおだわら」

(2) 基本目標

「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」

(3) 計画の体系

基本方針	施策	取組の方向性
1 総合的な相談支援体制の整備	1 横断的な地域ケア体制の整備	地域における包括的な支援体制の充実
		相談体制の強化
	2 権利擁護の充実	権利擁護の普及促進
		社会的孤立者への対策の推進
		虐待対策の推進
	3 ニーズ把握の強化	情報共有の推進
緊急時対応体制の構築		
訪問型の支援活動の推進		
2 地域支え合い体制づくりの推進	1 地域福祉活動の促進	地域支え合いネットワークの強化
		団体活動の促進
		地域コミュニティの拠点づくり
	2 地域福祉を担う人づくり	人材教育の推進
		福祉教育の推進
		地域人材の活用促進
	3 関係機関との連携強化	行政と市社会福祉協議会との連携
		民生委員・児童委員活動への支援
		福祉事業者との連携

3 社会参加と自立支援の推進	1 自立した生活を支える環境の整備	公共施設などのバリアフリー化の推進
		高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
		障がい者の社会参加の促進
		生活応援隊事業の推進
		生活困窮者の自立支援
	2 主体的な介護予防・健康づくりの推進	地域ぐるみでの介護予防、健康づくりの推進
		食育の推進
健康管理の促進		
4 災害時における要配慮者支援体制の整備	1 災害時における要配慮者への支援	災害時における要配慮者への支援

5 策定時期

平成29年3月（予定）